

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和3月20日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部総務部長 高野 敏則

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

1 調達内容

- (1) 件名 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託
(2) 仕様 入札説明書及び仕様書による。
(3) 履行期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
(4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所（仕様書のとおり）
(5) 入札方法

入札金額については、納入に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下、予決令と略す。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条各号に該当しない者であること。
- (3) 予決令第72条の規定に基づき、令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級のいずれかに格付けされている者であること。
- (4) 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入しており、かつ保険料の滞納がない者であること。（直近2年間の保険料の未納が無いこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去3年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 電子調達システムの利用

本入札案件は、政府電子調達システムにより行う。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

4 入札関係書類

(1) 配布場所

佐賀第2合同庁舎4階（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第1係 溝口） 電話番号：0952-32-7155

(2) 配布期間

本公告日から令和3年2月17日（水）まで

(3) 入札説明会

新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、原則として開催しない。

入札説明書に関する照会は、上記（1）担当者にて受け付ける。

(4) 入札申込書等（証明書等）提出期限

令和3年2月18日（木）12時00分まで

(5) 入札書提出期限

令和3年2月19日（金）13時30分まで

5 入札会の開札場所及び日時

*新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、立会方式の開札を実施しない。

*紙入札に参加する場合は、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出すること（封筒に必要事項のほか、何回目の入札書であるかを必ず明記する）。

(1) 紙入札の開札場所

佐賀労働局 総務部総務課横会議室（佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階）

(2) 紙入札の開札日時

令和3年2月19日 14時00分 *開札後、電子調達システムへの登録を行う。

(3) 電子調達システムの開札日時

令和3年2月19日 14時15分

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) この一般競争入札に参加する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類と併せて暴力団等に該当し

ない旨の誓約書を提出しなければならない。

- (4) 担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。

また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

- (8) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 仕様 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (7) 本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式で参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 次の各号の一に該当する者であること。
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- ④ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国

民年金、労働保険をいう。)に加入し、かつ保険料の滞納がない者であること。

(直近2年間の保険料の未納が無いこと。)

- ⑤ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑦ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- ⑧ 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑨ 過去3年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(2) 入札参加申込書等(証明書等)の提出について

- ① この一般競争に参加を希望する者は、以下に示す場所に競争参加資格を有することを証明する下記書類を期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

(ア) 提出期限

令和3年2月18日(木)12時00分まで

(イ) 提出場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課(担当:会計第一係 溝口) 電話番号:0952-32-7155

(ウ) 提出書類及び方法

○電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札参加申込書(別紙1)・誓約書(別紙2)・一般競争参加資格審査結果通知書(写)・直近2年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類(領収書の写しで可)	スキャナ等により電子データ化したもの を電子調達システムにより送信すること。

○紙入札による場合

上記の書類に加え、「紙入札方式による参加にかかる理由書」(別紙3)を提出すること。

(3) その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約書の作成の要否

落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書の作成を要する。

(2) 契約条項を示す場所（問い合わせ先）

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係 溝口） 電話番号：0952-32-7155

(3) 入札説明会について

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、原則として入札説明会は開催しない。

4 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

(1) 入札書の提出期限

令和3年2月19日13時30分

(2) 入札書の提出場所

上記3(2)に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札金額内訳書（別紙4-2）＊任意様式可 ・委任状（別紙5）＊該当者のみ	スキャナ等により電子データ化したもの を添付して、電子調達システムにより入札金 額を送信すること。

② 紙入札による場合

上記①の書類に加え、「入札書」（別紙4）を提出すること。

また、提出方法は持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によるこ
ととする。

- * 入札書と入札金額内訳書は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）及び「令和〇年〇月〇日開札〔入札件名〕」を記入すること。
- * 郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和〇年〇月〇日開札〔入札件名〕の入札書在中」の旨記入し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

(4) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。
担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。
- ③ 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 参加する資格を有しない者による入札
- ② 当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札
- ③ 書面による入札において記名を欠く入札
- ④ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る
- ⑤ 入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札
- ⑥ 入札金額の記載を訂正した入札
- ⑦ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑧ 1人で2以上の入札をした者による入札
- ⑨ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑩ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反すこととなった者による入札
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

6 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは、入札を延期し、若しくは取り止めことがある。

7 開札

(1) 開札の場所及び日時

- ① 紙入札の開札場所
佐賀第2合同庁舎4階 総務課横会議室（佐賀市駅前中央3-3-20）
- ② 紙入札の開札日時
令和3年2月19日（金）14時00分から
- ③ 電子調達システムの開札日時

令和3年2月19日（金）14時15分から

(2) 政府電子調達システムによる入札の場合

政府電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、立会方式の開札を実施しない。

再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出すること（封筒に必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記する）。

(4) 再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う（開札場所については（1）と同じ）。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

8 入札の辞退

(1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて提出する。

(2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

9 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

(1) 本入札説明書2又は4に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものをお落札者とすることがある。

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭あるいは電子調達システムにより通知するものとする。

10 落札決定の取消し

落札決定後であつても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

1 1 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、四半期ごとに、契約内容がすべて履行された後、遅滞なく行うこととする。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (4) 当方の支払いは、適正な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

1 2 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

1 3 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び政府電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-014-889 017-731-3177 (IP電話等をご利用の場合)
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、3(2)へ連絡すること。

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込致します。

1 件名 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 平成31・32・33年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級

「役務の提供等」 () 等級

- (2) 仕様書に示す規格・内容を調達することができる。 はい・いいえ
- (3) 予算決算および会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
- (4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい・いいえ
- (5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。 はい・いいえ
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。 はい・いいえ
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者ではない。 はい・いいえ
- (8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではない。 はい・いいえ
- (9) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でない。 はい・いいえ
- (10) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により、行政処分等を受けていない。 はい・いいえ
- (11) 入札説明書の交付を受けた者である。 はい・いいえ
- (12) 入札業者情報(紙入札業者は必ず記入すること)

1 事業所名	
2 所在地	〒
3 代表者職氏名	
4 代表者電話番号(FAX番号)	FAX()
5 担当者所属名称	
6 担当者所属所在地	〒
7 担当者氏名	
8 担当者電話番号(FAX番号)	FAX()
9 担当者メールアドレス(任意)	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 高野 敏則 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名又は代理人の氏名

※この申込書は、入札参加資格要件を確認する重要なものであるため、誤記入がないよう関係書類をすべて確認してから記載してください。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1、2のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

また、下記3の事項につきまして誓約します。

この誓約が虚偽であり、又は報告すべき事項を報告しなかった等のほか、この誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約相手方として不適当なもの

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約相手方として不適切な行為をするもの

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 厚生労働省所管法令違反

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)から(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名(又は個人名)

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿(別紙2-2)を添付すること。

役員等名簿

法人名: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日 T S 年 月 日 H	性別	備考
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	
	()	T S 年 月 日 H	男・女	

(注)法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 高野 敏則 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

紙入札方式による参加にかかる理由書

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

入札書

¥

—

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

入札件名： 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託

契約条件： 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 高野 敏則 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

備考： 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

入札金額内訳書
(令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託)

No.	官署名 (所在地)	設備容量 (kVA)	受電容量 (kW)	小出力発電設備 (kVA)	月次点検頻度	絶縁常時監視装置	年次点検	数量 (月)	単価(円) A	金額(円) B=A×12
1	伊万里労働基準監督署 (伊万里市立花町字大尾1891-64)	125	90	—	隔月1回	有	無停電年次 3年1回停電	12		
2	佐賀公共職業安定所 (佐賀市白山2丁目1番15号)	475	283	5	隔月1回	有	無停電年次 3年1回停電	12		
3	唐津公共職業安定所 (唐津市熊原町3193番地)	125	90	5	隔月1回	有	無停電年次 3年1回停電	12		
4	伊万里公共職業安定所 (伊万里市立花町通谷1542-25)	150	105	—	隔月1回	有	無停電年次 3年1回停電	12		
5	鳥栖公共職業安定所 (鳥栖市東町1丁目1073)	100	75	7.5	隔月1回	有	無停電年次 3年1回停電	12		
合計										

(事業者名) _____

入札書

(再度入札用)

¥

—

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

入札件名： 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託

契約条件： 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 高野 敏則 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

備考： 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 高野 敏則 殿

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

記

【件 名】 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託

【委任事項】 ※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

(注) 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

委任状(復代理人用)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 高野 敏則 殿

住 所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

今般下記の者を復代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

記

【件名】 令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託

【委任事項】※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

(注) 復代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

入札関係書類受領書

【FAX送信票】

佐賀労働局 総務部 総務課 会計第一係 行 溝口
(FAX番号 0952-32-7156)

入札件名	令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託
受領日 (ダウンロード日)	
商号又は名称	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
備考	

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、上記FAX番号に必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様へご連絡する際に使用します。

仕様書

佐賀労働局総務部総務課

1 物件名

令和3年度佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託一式

2 履行場所・期間・内容

別添「佐賀労働局管下5官署の自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」のとおり。

3 仕様等に対する質疑及び回答について

- (1) 案件によっては、文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには全てを解消しておくこと。
- (2) 仕様と現況が異なる場合は現況を優先するため、事前に現地確認を実施すること。
- (3) 重要な質疑等の回答については、入札関係書類を交付した業者全員に対して質疑の内容とその回答を通知するものとする。

4 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求書の宛名は、「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関名等を表示すること。
- (3) 代表者の記名については、以下によること。
請求書には代表者役職及び代表者氏名の記載をすること。
- (4) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (5) 代金の請求（請求書の提出）は、3か月ごとの契約内容を履行した後、請求書の記載内容及び方法等を確認したうえで、遅滞なく以下の担当部署に行なうこと。

※ 請求に関する担当部署

佐賀労働局総務部総務課 会計第3係 TEL0952-32-7155

5 その他の注意点

- (1) 障害発生時の窓口は請負者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (2) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全に期すこと。
- (3) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

6 問合せ先

佐賀労働局総務部 総務課 会計第1係 担当：溝口

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階

TEL : 0952-32-7155 FAX : 0952-32-7156

佐賀労働局管下 5 官署の自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

(委託する保安管理業務)

電気事業法第 43 条第 1 項に定める佐賀労働局の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務で、佐賀労働局の保安規程に基づいて実施する。

(委託対象電気工作物)

官署の名称及び所在地	別表第 3 のとおり
需要設備容量及び受電電圧	別表第 3 のとおり
発電装置定格容量及び定格電圧	別表第 3 のとおり
受電種別	別表第 3 のとおり

(契約期間)

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

但し、官署の移転又は設備の変更等の理由により、自家用電気工作物の法令による点検が義務づけられている以外の設備へ変更になった場合は契約を解除することがある。

(委託業務の内容)

- 受託者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として下記により別表第 1 のとおり行うものとする。

(1) 定期点検

- 月次点検は、主として運転中の施設を点検することをいい、点検回数は別表第 3 のとおりとする。
- 年次点検は、主として施設の運転を停止して点検することをいい、毎年 1 回行う。
ただし、停電困難な場合にあっては、協議により、3 年に 2 回以内において、施設の運転を停止せずに点検を行う。

(2) 臨時点検

臨時点検は、異常が発生した場合及び発生する恐れがある場合など、必要に応じて行う。

(3) 絶縁監視装置

別表 3 の絶縁監視装置の設置欄に○印のついた官署については、低圧電路の絶縁を常時監視するため受託者の責任において絶縁監視装置を設置し、これを維持管理する。

絶縁監視装置から発せられた警報を受けた場合は、各官署の連絡責任者に連絡し電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者を派遣して点検を行うなど適切に対処すること。

- 別表第 2 に掲げる電気工作物及び業務上の都合等で受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等については、当局は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。これに関し、当局の求めに応じ受託者が助言を行うこと。
- 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合に、当局又は九州電力株式会社等の通知に基づいて、受託者は電話により、又は保安業務従事者を派遣して応急措置の指導を行うこと。

この場合、当局は受託者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に連絡するものとする。また、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に事故対応を行うこと。

- 4 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いについては、その都度、当局の通知に基づいて受託者はただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。
- 5 電気工作物の工事中の点検は、当局の通知を受けて、電気工作物の設置又は変更工事が工事の計画及び経済産業省令で定める技術基準に基づき適正におこなわれるよう毎週1回行うものとする。
- 6 業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなくてはならない。また、高電圧、高所作業等における労働災害事業に備えて労働者災害補償保険に加入すること。
- 7 定期点検報告書の作成、提出
月次点検、年次点検の報告書を作成し、各官署の連絡責任者に提出すること。また、当該報告により助言した事項等の記録は、受託者は3年間保存すること。
- 8 経済産業省への申請、届出
受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、九州経済産業局長に提出するものとする。この申請が申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消になった場合は、当局はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。
受託者が引き続き前年度と同一である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

(損害賠償)

受託者は、故意又は過失によって当局や第三者に与えた損害についての責任を負うものとする。

但し、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 契約に基づき協議決定した事項若しくは受託者の報告又は助言した事項について当局が実施を怠り、これによる損害が生じた場合。
- (2) 当局が法令又は契約に違反し、これにより損害が生じた場合。
- (3) 天変地変による場合、当局が通知義務を怠ったことによる、受託者の責めとならない事由により損害が生じた場合。

(安全対策)

- (1) 労働基準法等の法令を遵守すること。
- (2) 作業員の事故防止のための安全対策に必要な指導、教育を実施すること。
- (3) 作業員は、制服や名札等を着用し、明確に作業者と判断できるようにすること。
- (4) 作業員は、作業に直接関係のない場所に立ち入らないこと。

(守秘義務)

作業実施の際、佐賀労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む）が所有する個人情報等が含まれている書類が庁舎内に多数あることから、知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。また、履行後も同様である。

(事故発生時の補償)

万一、作業中に作業員等の人身事故、建物、設備、書類、物品等に対する物損事故、搬送物品の破損、損失等の事故が生じた場合、その傷害の補償等は落札業者の責任において賠償、修理、弁償すること。

(内容の疑義)

本仕様書の内容及び解釈について疑義が生じた場合、またその必要がある場合は協議のうえ、決定すること。

(再委託)

再委託についての要件は、別紙1のとおり。

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し、佐賀労働局の承認を受けなければならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。
- (4) 委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、再委託額が50万円未満の場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ・契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

別表 第1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物	点検項目	点検の種別			
		定期点検		工事中の点検 臨時点検	
		月次点検	年次点検		
責任分界となる開閉器、電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○		必要の都度	
	観察点検		※1○		
	絶縁抵抗測定		※2○		
	動作試験		※2○		
	繼電器動作特性試験		1回/3年		
遮断器及び開閉器	外観点検	○		必要の都度	
	観察点検		※1○		
	絶縁抵抗測定		※2○		
	動作試験		※2○		
	内部点検		1回/6年		
	絶縁油酸価測定		上記結果により必要な都度		
母線、断路器、計器用変成器、電力用コンデンサ及び避雷器	絶縁油耐圧試験				
	外観点検	○		必要の都度	
	観察点検		※1○		
変圧器	絶縁抵抗測定		※2○		
	濡れ電流測定	○			
	内部点検		1回/6年		
	絶縁油酸価測定		上記結果により必要な都度		
	絶縁油耐圧試験				
配電盤及び制御回路	外観点検	○		必要の都度	
	観察点検		※1○		
	絶縁抵抗測定		※2○		
	繼電器動作特性試験		1回/3年		
	計器校正試験				
蓄電池(原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。)	外観点検	○		必要の都度	
	液量点検	○			
	電圧、比重測定		○		
接地装置	外観点検	○		必要の都度	
	観察点検		※1○		
	接地抵抗測定		※3○		
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線、配線器具及び接地装置	外観点検	○	必要の都度	
	観察点検		※1○		
	絶縁抵抗測定		※4○		
	接地抵抗測定		※3○		
発電所	絶縁監視装置	外観点検	○	必要の都度	
	観察点検		○		
太陽電池、発電機及び励磁装置	外観点検	○		必要の都度	
	観察点検		○		
	絶縁抵抗測定		※5○		
接地装置	接地抵抗測定		※3○	必要の都度	

- 注1 外観点検とは、電気を止めない状態において梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲の最も見やすい箇所から、主として目視(必要に応じ携帯計器の使用を含む。)により電気工作物を点検することをいう。
- 注2 観察点検とは、電気を止めて電気工作物を目視のほか触手により点検することをいう。
- 注3 変圧器の二次側より最初の主開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定により代えることがある。
- 注4 ※1を付した項目は、電気工作物を目視のほか、電気を止めずに超音波式放電探知器、非接触温度測定器などの測定器を用いて実施することがある。
- 注5 ※2を付した項目は、停電の影響、過去の実績、その他の理由によって実施しないことがある。
- 注6 ※3を付した項目は、過去の実績によりその全部又は一部を省略することがある。
- 注7 ※4を付した項目は、絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがある。
- 注8 ※5 太陽電池発電所の絶縁抵抗測定については、開閉器の施設状況または製造者との協議により、その全部または一部を省略することがある。

別表 第2

点検、測定及び試験の全部または一部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検、測定及び試験
消防用設備、昇降用設備のように取扱いに法令で定める資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械等のように電子機器を内蔵し、取扱いに特別の技術を要するもの	電源から各機器主開閉器までの電路の定期点検(点検、測定及び試験の基準)で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験
広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他の点検困難なところにあるもの	点検現場において容易にできるもの以外の点検、測定及び試験

別表 第3

No	官署名	所在地	需要設備		小出力発電設備		月次点検	絶縁常時監視装置	無停電年次点検
			設備容量 (kVA)	受電電力 (kW)	定格容量 (kVA)	定格出力 (kW)			
1	伊万里労働基準監督署	伊万里市立花町字大尾1891-64	125	90			隔月1回	○	○
2	佐賀公共職業安定所	佐賀市白山2丁目1番15号	475	283	5	5	隔月1回	○	○
3	唐津公共職業安定所	唐津市熊原町3193番地	125	90	5	5	隔月1回	○	○
4	伊万里公共職業安定所	伊万里市立花町通谷1542-25	150	105			隔月1回	○	○
5	鳥栖公共職業安定所	鳥栖市東町1丁目1073	100	75	7.5	7.5	隔月1回	○	○

注)絶縁常時監視装置の○は設置可能場所

注)無停電年次点検の○は、無停電年次点検が可能な官署、但し、3年に1回は停電による点検が必要